

Outlook アドインサービス
契約約款

プロアクシアコンサルティング株式会社

Outlook アドインサービス契約約款

第1条（目的）

Outlook アドインサービス契約約款（以下、「本約款」という）は、プロアクシアコンサルティング株式会社（以下、「当社」という）より提供される Outlook アドインサービス（以下、「本サービス」という）の利用について定めるものとします。

第2条（申込方法）

1. 本サービスの利用希望者は、本約款の内容を承諾の上、当社所定の申込方法で、本サービス利用のための申込みを行うものとします。
2. 本サービスの利用申込をすることができるのは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人（以下「事業者」といいます。）に限るものとし、当社は、当該申込者が事業者でない場合には申込の承諾をしないものとします。
3. 第1項の申込みを行い、当社により承認を受けた本サービス利用申込者（以下、「契約者」という）は、申込み時に登録したユーザー数の範囲内で、本サービスを利用できるものとします。
4. 契約者は、本サービスを利用することとなる全ての者に対し、本約款の内容を遵守させるものとします。万一本約款に違反する利用がなされた場合、当社は当該契約者の利用資格を取り消すことができるものとします。

第3条（ソフトウェアに関する制限事項）

1. 契約者は、本ソフトウェアあるいは本ソフトウェアに関するドキュメントの複製、頒布、貸与、送信（自動公衆送信、送信可能化を含む）、リース、担保設定等を行うことはできません。また、利用契約に基づいて提供される本ソフトウェアを使用する権利を譲渡、転売、あるいはその使用を許諾することはできません。
2. 契約者は、本ソフトウェアあるいは本ソフトウェアに関するドキュメントを修正、翻訳、翻案、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、または本ソフトウェアの派生製品を作成することはできません。また、本ソフトウェアは1つの製品として許諾されており、契約者はその構成部分を分離して使用することはできません。

第4条（仕様変更）

1. 当社は仕様変更（後継製品リリース、名称変更、データ仕様変更等を含む。ただしこれに限定されない）を行う場合があります。
2. 当社は、契約者に対し、仕様変更を行う際には当社が適当と判断する方法によりその旨通知をいたしますが、仕様変更作業に関しては契約者に承諾を得ない場合があります。

第5条（知的財産権）

1. 本サービスおよび本ソフトウェアに関する著作権、特許権、商標権その他一切の知的財産権は、当社に帰属します。
2. 本サービスの利用によりアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

第6条（権利譲渡の禁止）

契約者は、本サービスを利用する権利の全部または一部を、書面による当社の事前の許可なく、第三者に対し譲渡、貸与その他の方法で利用させないものとします。

第7条（提供の停止）

1. 契約者が以下のいずれかに該当する場合、当社は本サービスの提供を停止することができるものとします。
 - （1）契約者が本サービスの料金の支払を怠った場合
 - （2）契約者の申込にあたって、虚偽の事項があったことが判明した場合
 - （3）契約者が本契約のいずれかの規定に違反した場合
2. 契約者は、前項によるサービス停止期間中においても、当社に対する当該期間中の料金の支払義務を負うものとします。

第8条（提供の中断）

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中断することができるものとします。
 - （1）当社設備の保守上または工事上やむを得ない場合
 - （2）当社設備にやむを得ない障害が発生した場合
 - （3）当社以外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供を行うことができない場合
 - （4）本サービスが利用する日本マイクロソフト株式会社が提供するクラウドサービス（Microsoft Azure、Office 365）のサービス提供が中断または中止された時。
 - （5）その他技術的に本サービスの提供が不可能または著しく困難な場合
2. 当社は前項による中断の必要が生じた場合には、事前に契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 契約者は、第1項により本サービス提供の中断を受けた場合であっても、当社に対する当該期間中の料金の支払義務を負うものとします。ただし、1回あたりの連続した中断時間が24時間を超過した場合は、当該超過時間数に相当する料金（各回別かつ24時間毎に1日とみなし、24時間未満の時間は切捨てとし、1ヶ月を30日とする日割換算）については、支払義務を免れるものとします。

第9条（サービスの廃止）

1. 当社は、当社の都合により本サービスの全部、または一部を廃止することができるものとします。
2. 当社は、前項の規定によりサービスの廃止を行う場合には、3ヶ月前までに契約者に対して書面または当社が適当と判断する方法にて、その旨を通知することとします。

第10条（利用期間）

本サービスの利用期間は当該申込書に記載の期間とし、当社もしくは契約者による解約の手続きがなされるまで本サービスは以後1年単位で自動更新するものとします。

第11条（契約者が行う解約）

契約者が本サービス利用契約の解約を希望する場合は、当社所定の書類に必要事項を記入の上、解約の1か月前までに当社に提出することにより、利用契約を解約することができるものとします。ただし、年額サービスの契約途中で利用を停止した場合でも、残月分の利用料は返金されません。

第12条（当社が行う解約）

1. 当社は、第7条（提供の停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、当該停止の開始の日の翌日から14日以内にその事由を解消しない場合は、利用契約を解約することができるものとします。
2. 当社は、契約者に次の事由が発生した場合は、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとします。
 - （1）破産、特別清算、民事再生または会社更生の申立をなし、または他からその申立をなされたとき
 - （2）仮差押、仮処分、差押、競売、その他の強制執行または滞納処分による差押を受けたとき
 - （3）手形、小切手の不渡処分を受け、または銀行取引停止処分を受けたとき

第13条（責任の制限）

1. 本ソフトウェアの修理、修正、仕様変更およびバージョンアップ等の本サービスにより提供される機能を永続的に使用できる権利は保証いたしません。
2. 当社は、契約者が本サービスの全部または一部の利用ができないことにより発生する、あらゆる直接的および間接的損害について理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。
3. 契約者が、本サービスの利用により第三者（他の契約者も含む）に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任によりこれを解決し、理由の如何を問わず当社にいかなる責任も負担させないものとします。

第14条（反社会的勢力の排除）

1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとします。

- (1) 暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という）である場合、または反社会的勢力であった場合
- (2) 自らまたは第三者を利用して、当社に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合
- (3) 当社に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、または、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどした場合
- (4) 自らまたは第三者を利用して、当社の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をした場合
- (5) 自らまたは第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為をした場合

2. 当社は、前項により利用契約を解約した場合には、契約者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

第15条（約款の変更）

当社は、契約者の事前の承諾を得ることなく、本約款を独自に変更することができるものとします。約款が変更された後のサービスに係る料金その他のサービス提供条件は、変更後の約款に拠るものとします。

第16条（通信の秘密）

1. 当社は、通信の秘密に係る契約者の情報について、電気通信事業法第4条（秘密の保護）を遵守した取扱いを行うものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、契約者の同意がある場合、本サービスの提供のために必要かつ正当な業務行為である場合、ならびに法令の定めに基づき許容される場合に限り、前項に定める通信の秘密を知得、利用、第三者に開示する場合があります、契約者はあらかじめこれらについて同意するものとします。

第17条（機密保持）

当社は本サービスの提供に関連して契約者より開示された情報のうち適切な表示（「CONFIDENTIAL」「秘」など）により機密である旨明示された情報について、本サービス遂行の目的以外では使用せず、契約者の事前の同意なくして第三者に対して開示しないものとします。ただし、以下の情報については除外するものとします。

- (1) 契約者から開示を受ける前に、当社が正当に保有していた情報
- (2) 契約者から開示を受ける前に、公知となっていた情報
- (3) 契約者から開示を受けた後に、当社の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
- (4) 当社が、正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (5) 当社が、開示された機密情報によらず独自に開発し、これを客観的に立証しうる情報

(6) 法令または裁判所の命令に基づき開示が義務付けられた情報

第18条 (個人情報の保護)

1. 当社は、本サービスの提供に際し契約者より取得した個人情報を法令および当社が公表する「個人情報保護方針」に基づき適切に保護するものとします。
2. 当社は、契約者の個人情報を下記の目的で使用いたします。
 - (1) 各種サービスの提供のため
 - (2) 契約、解約、変更・更新、停止、解除、追加等のお客様管理のため
 - (3) 請求処理、入金確認、支払の督促等の業務のため
 - (4) サービス提供する上で必要な情報等をお客様にお届けするため
 - (5) 当社ヘルプデスクにお問い合わせいただいた際の本人確認のため
 - (6) 現在ご提供のサービス、新サービス開発に対するご意見の聴取のため
 - (7) ウェブサイトの利用状況を把握し、お客様により満足いただけるようウェブサイトを改良するため
 - (8) 営業活動において、お打ち合わせ、商品ご紹介などでご訪問させていただくため
 - (9) 当社の広告宣伝に対してご興味を持っていた方に、更に詳しい資料、商品情報をご提供するため
3. 当社は、前項の使用範囲内で業務委託先に契約者の個人情報を開示することができるものとします。
4. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には契約者の個人情報を第三者に開示することができるものとします。
 - (1) あらかじめ契約者の同意が得られている場合
 - (2) 法令にもとづき開示しなければならない場合
 - (3) 人の生命、身体または財産の保護に必要があり、本人の同意を得ることが困難な場合
 - (4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進に特に必要であって、本人の同意を得ることが困難な場合
 - (5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力の必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

第19条 (サポートサービスの範囲)

契約者はサービス利用にあたって、マニュアルなどのご提供している資料に含まれない質問事項について、当社に問い合わせることができます。このサービスをサポートサービスといいます。但し、以下については、本サポートサービスに含まれず、必要な場合別途費用を請求する場合があります。

- (1) 使用方法などマニュアルおよび提供資料に記載事項についての問い合わせ
- (2) 当社製品以外のアプリケーションに関する問い合わせ
- (3) 契約者の業務に関連した運用方法などに関する問い合わせ
- (4) メール以外でのサービスご提供

第 2 0 条（準拠法および裁判管轄）

本サービスの利用ならびに本利用条件の解釈および適用は、日本国法に準拠します。また、本サービスに起因する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第 2 1 条（発効期日）

この約款は 2 0 1 9 年 3 月 1 日より効力を発するものとします。